

附属図書館研究開発室設置要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(設置)

第1条 島根大学附属図書館長（以下「館長」という。）のもとに研究開発室を置く。

(目的)

第2条 研究開発室は、附属図書館の業務に関して、専門的な立場から指導、協力をを行うとともに、図書館活動に関する研究開発支援等を行い、利用者サービスの向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 研究開発室は、室長、副室長、顧問及び室員若干名をもって組織する。

2 研究開発室に課題に応じた専門部会を置くことができる。

(室長及び室員)

第4条 室長は、館長をもって充てる。

2 副室長は、医学図書館長をもって充てる。

3 顧問は、本学名誉教授のうちから館長が選考する。

4 室員は、本学の教職員及び学外の研究者、専門家をもって充てる。

5 顧問及び室員（以下「室員等」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 室員等は、館長が委嘱する。

(業務)

第5条 室長は、研究開発室の業務を統括する。

2 副室長は、室長を補佐し、主に研究開発室の医学図書館関連の業務を統括する。

3 室長は、研究開発室の業務の概況及び研究開発等によって得られた成果を附属図書館運営会議に報告する。

4 顧問は、研究開発室の業務に関して、専門的な立場から指導、助言を行う。

5 室員は、室長の指示に従い、室長から委嘱を受けた課題について研究開発等を行う。

(事務)

第6条 研究開発室の事務は、企画部図書情報課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、研究開発室の運営に関し必要な事項は、附属図書館運営会議の議を経て室長が定める。

附 則

1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

2 島根大学学術情報機構附属図書館研究開発室設置要項（平成25年8月2日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、平成29年6月13日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。